

大阪広域水道企業団水道事業の指定給水装置工事事業者は、 企業団の給水区域全域で給水装置工事を施工できます。

企業団では、指定給水装置工事事業者について、令和5年4月1日から水道事業ごとではなく、企業団として1指定（企業団に統合した水道事業で共通指定）として運用しています。

企業団 1指定 対象者

◆企業団に統合した水道事業で新規指定を申請する事業者は、自動的に1指定となります。

※企業団への統合に伴い府内市町村から指定を引き継ぐ場合も、1指定となります。（1指定への移行は手続き不要）

指定の 有効期限

◆有効期限は5年

※企業団への統合に伴い府内市町村から指定を引き継ぐ場合は、現在の指定の有効期限をそのまま引き継ぎます。

※なお、複数の水道事業から指定を受けている場合、指定の有効期限は複数の指定のうち最長の有効期限となります。

手数料

◆指定手数料：10,000円

◆指定更新手数料：10,000円

◆指定事項の変更に伴う指定証の再発行手数料：2,000円

受付窓口

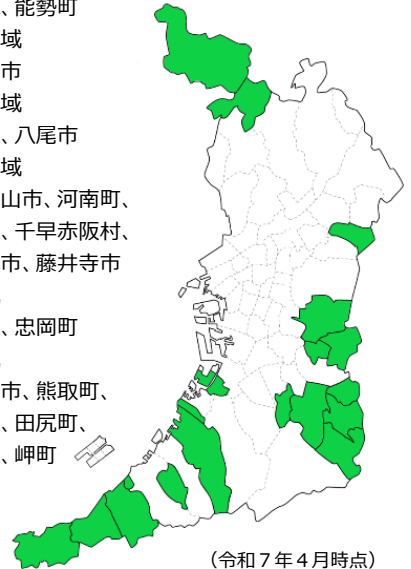
◆指定、更新、変更及び指定証の再発行は、ご希望される水道センター1か所で受け付けます。

※原則、窓口での申請としていますが、希望者に限り、郵送による申請も受け付けます。

（注意）給水装置工事の申込みは、従来どおり、給水装置工事を施工する地域の水道センターで受け付けとなります。別地域の水道センターでは受付できませんので、ご注意ください。

大阪広域水道企業団の給水区域 【企業団に統合した地域】

- 北摂地域
豊能町、能勢町
- 北河内地域
四條畷市
- 中河内地域
柏原市、八尾市
- 南河内地域
大阪狭山市、河南町、
太子町、千早赤阪村、
富田林市、藤井寺市
- 泉北地域
高石市、忠岡町
- 泉南地域
岸和田市、熊取町、
泉南市、田尻町、
阪南市、岬町



（令和7年4月時点）

※今後、企業団への統合団体が増加すると、給水区域も増加します。

例



企業団1指定と複数の水道事業（統合予定団体）の指定を受けているA事業者の場合

現在（～令和7年3月31日）

○○町 第□□号	指定 （各水道事業ごと）	指定の有効期間の 満了日
	○○町第□□号	令和7年9月29日まで
	大阪企第●●号	令和7年9月29日まで
	◇◇市第△△号	令和8年9月29日まで

企業団1指定と各水道事業ごとに
指定証を発行しています。

最長の有効期限

統合
→

令和7年4月1日～

◇◇市 第△△号 もしくは （再発行した） 大阪企 第●●号	指定 （企業団1指定）	指定の有効期間の 満了日
	大阪企第●●号	令和8年9月29日まで

◆お手持ちの最長の有効期限の指定証をそのまま使用できます。

◇新旧の指定番号は、読替えにより対応します。

◇希望される方は、「大阪企第●●号」の指定証を再交付します。

・指定証は、受付した水道センターの窓口又は郵送での交付となります。

・再発行手数料は、2,000円です。

◆再交付を希望されない場合、旧の指定証は、次回更新時に
受付した水道センターにおいて、新しい指定証と差し替えます。

手続について

Q 1 指定の手数料はどうかの？

- ◆指定手数料 1件 10,000円
- ◆更新手数料 1件 10,000円
- ◆指定証の再発行手数料 1件 2,000円

Q 次の更新時、受付はどこでできるの？

- ◆企業団の水道センターであれば、どこでも受付できます。
- ◆更新手続の書類をご希望される水道センター 1 か所に持参又は郵送することで手続していただけます。

※原則、窓口での申請としていますが、希望者に限り、郵送による申請も受け付けます。

Q 給水装置工事申込みの受付はどうかの？

- ◆給水装置工事を施工する当該地域の水道センターへ申込みをしてください。

例) 藤井寺市内で給水装置工事を行う場合は、藤井寺水道センターへ申込みが必要です。

※施行基準の一部が水道センターごとに異なりますので、ご注意ください。

Q 手続の様式はどこからダウンロードできるの？

- ◆企業団ウェブサイトからダウンロードできます。

様式は、こちらからアクセスできます。
詳しい手続方法も掲載しています。



様式のダウンロード

指定事項について

Q 新しい指定番号や指定の有効期限はどうやって確認するの？

- ◆企業団ウェブサイト掲載の指定給水装置工事事業者一覧（名簿）で、確認できます。

名簿は、こちらからアクセスできます。



Q 指定事項に変更がある場合は？

- ◆様式に必要な事項を記入の上、必要書類を添えてご希望される水道センター 1 か所へ提出してください。

指定証について

Q 新しい指定証が欲しい場合は？

- ◆希望される方は、様式に必要な事項を記入の上、必要書類を添えてご希望される水道センター 1 か所へ提出してください。

※指定証再発行手数料 1件 2,000円

- ◆なお、旧の指定証は新しい指定証と差し替えますので、併せて水道センターへ提出してください。

- ◆郵送による交付を希望される場合は、様式に必要な事項を記入の上、返信用封筒、切手及び旧の指定証を同封して、水道センターへ送付してください。

◇指定証送付用封筒（定形外郵便 角形 2 号）

封筒に送付先を記入し、送付用切手180円添付

◇納付書送付用封筒（定形郵便 長形 3 号）

封筒に送付先を記入し、送付用切手110円添付

問合せ先及び受付水道センター

センター名	住所	電話番号
岸和田水道センター	〒596-0074 岸和田市本町 6 番 1 号（岸和田市役所別館 2 階内）	072-423-9590（直通）
八尾水道センター	〒581-0007 八尾市光南町一丁目 4 番30号	072-923-6308（直通）
富田林水道センター （水道お客様センター）	〒584-8511 富田林市常盤町 1 番 1 号（富田林市役所地下）	0721-20-6400（直通）
柏原水道センター	〒582-0016 柏原市安堂町1番55号（柏原市役所内）	072-972-1645（直通）
高石水道センター	〒592-8585 高石市加茂 4 丁目 1 番 1 号（高石市役所内）	072-275-6426（直通）
藤井寺水道センター	〒583-0027 藤井寺市岡一丁目 1 番 1 号（藤井寺市役所内）	072-939-1324（直通）
泉南水道センター	〒590-0521 泉南市樽井737番地	072-482-6551（直通）
四條畷水道センター	〒575-0051 四條畷市中野本町 1 番44号	072-876-6221（直通）
大阪狭山水道センター	〒589-0005 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の 1（大阪狭山市役所内）	072-349-9413（直通）
阪南水道センター	〒599-0204 阪南市鳥取74番地の 1	072-470-2155（代表）
豊能地域水道センター	〒563-0103 豊能郡豊能町東ときわ台一丁目 2 番地の 3	072-738-3311（直通）
忠岡水道センター	〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東一丁目34番地 1 号（忠岡町役場内）	0725-22-1122（代表）
熊取水道センター	〒590-0412 泉南郡熊取町希望が丘二丁目15番 4 号	072-452-0357（直通）
田尻水道センター	〒598-0091 泉南郡田尻町嘉祥寺375番地 1（田尻町役場内）	072-466-5012（直通）
岬水道センター	〒599-0303 泉南郡岬町深日2000番地の 1（岬町第 2 庁舎内）	072-492-4140（直通）
南河内地域水道センター	〒583-0995 南河内郡太子町大字太子353番地の 1	0721-98-5536（直通）